

伊賀市市営住宅入居者募集について

1. 受付期間 令和7年7月8日(火)～7月15日(火)(午前9時から午後5時まで、土日を除く)
 郵送による申し込みの場合は、令和7年7月15日(火)住宅課必着
※ただし、応募者が募集戸数に満たない住宅については令和7年8月18日(月)まで随時申し込みを受け付けます。(先着順)(申し込み状況は当課にお尋ねください)
2. 受付場所 建設部住宅課(本庁舎3階) 〒518-8501 伊賀市四十九町 3184 番地
 各支所(上野支所を除く)
3. 抽 選 会 令和7年8月18日(月) 午前9時30分～ 本庁舎4階会議室 405
4. 募集する団地名及び戸数 ※木根団地は単身での入居が可能です。(条件あり)

団 地 名	一般・単身世帯		子育て支援世帯		間取り	建設年度	床面積(m ²)	家賃(円)
	一般入居	優先入居	一般入居	優先入居				
木根(上野)	1戸				2DK	S50	53.0	10,900～
河合(阿山)				1戸	2DK	H17	57.6	16,800～ 駐車場使用料 2,000
			1戸		2LDK	H20	68.4	20,200～ 駐車場使用料 2,000
合 計	1戸		1戸	1戸				

※木根団地：浴室設備あり(シャワー)、河合団地：浴槽・給湯設備あり

※木根団地の最寄バス停は、三重交通バス西山・島ヶ原線の木根団地で徒歩5分から8分。

※河合団地の最寄バス停は、三重交通バス玉滝線の阿山支所前停留所で徒歩2分

5. 入居資格

- ①市内在住または在勤の人。
- ②外国籍の人は、国内に継続して2年以上居住していること。
- ③同居人も含めて市税を滞納していないこと。また、過去において市営住宅に入居していた人で現に家賃・駐車場使用料・共益費などを滞納していないこと。
- ④現在、住宅に困窮していることが明らかであること。
- ⑤現に同居し、または同居しようとする親族(婚約者を含む)があること。
 (単身入居条件を満たすものを除く)
※単身入居は(裏面「単身入居の条件について」)に該当する方が対象となります。
- ⑥公営住宅法に定める収入基準に適合していること。
- ⑦緊急連絡先が原則2人いること。
 ※住所地又は勤務地が三重県内に所在し、入居決定者の3親等以内の親族(同居親族を除く。)又は居住支援を行う法人等を緊急連絡人とする場合にあっては、1人とする。
- ⑧暴力団員でないこと。(同居人を含む)

6. 優先入居について

*子育て支援世帯で下記対象の方は、一般入居抽選に先だって抽選を行い、落選した場合でも再度一般入居抽選に参加できます。(申込みの際に証明書を添付してください)

- ①ひとり親世帯 ②老人世帯(60歳以上) ③生活保護世帯 ④心身障がい者世帯(身体障がい手帳1～4級・精神障がい手帳1～2級・療育手帳)

【裏面あり】

7. 子育て支援世帯 0歳から義務教育終了までの子と同居し、かつ養育を行っている世帯です。

8. 入居資格収入基準(月額) 158,000円以下、(裁量階層世帯 214,000円以下)

※(入居者及び同居親族の年間所得金額－所定の控除額)÷12ヶ月

9. その他

- (1) 申込用紙は住宅課、各支所(上野支所を除く)で配布します。
- (2) 入居者は、公開抽選により決定し、入居予定日は 令和7年9月30日(火)です。
また、入居補欠者の資格期間は令和7年9月30日(火)まで。
- (3) すべての申込者へ令和7年8月8日(金)までに郵便で抽選会通知又は、資格不適合証を発送します。
- (4) 募集期間内に手続きを完了してください。
- (5) 申込には本人か、本人の事情を十分説明できる方が来てください。
- (6) 住宅団地名を一つ指定して申し込みを行っていただきます。

〈問い合わせ先〉
建設部 住宅課
伊賀市四十九町 3184 番地 (本庁舎 3 階)
Tel 0595-22-9737

※「単身入居の条件について」

1. 60歳以上の者
2. 障がい者(障がい者基本法第2条第1号)
 - ①身体障がい 1級から4級
 - ②精神障がい 1級から3級
 - ③知的障がい 療育手帳の交付を受けている者
3. 戦傷病者でその障害の程度が恩給法の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表3の第1款症に該当する者
4. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による厚生労働大臣の認定を受けている者
5. 生活保護の被保護者で代理納付に同意する者
6. 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている者
7. 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
8. ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に規定するハンセン病療養所入所者等
9. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当する者
 - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者
10. 犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等